

(29) 建設工事に係る総合評価審査委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

総合評価審査委員会は、本法人が発注する工事等に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価落札方式における技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価を行うことを目的とする。

イ 組織の構成及び構成員等

総合評価審査委員会は、施設安全・環境委員会委員長、事務局次長、学識経験者2人、施設課長をもって組織する。

② 運営・活動の状況

ア 委員会の開催状況

令和5年度は3件の評価項目、評価事項及び評価事項の配点等について審議した。

イ 審議された主な事項

選定方式、選定、総合評価（実績評価型）の評価項目及び評価基準、評価事項の配点等。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討開催への取組状況

競争参加者の拡大を目的とし、技術提案書の提出要請者の選定条件（同種、類似の工事实績など）の緩和の修正を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

総合評価落札方式の実施方針に基づき、技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価に留意する。